



第 2 3 回

岐阜協立大学校友会総会

議 案 書

1 議 事

第 1 号議案 事業報告及び収支決算報告について

第 2 号議案 規程等の改正について（報告）

第 3 号議案 役員選任（案）について

第1号議案 事業報告及び収支決算報告について

〈2019年度事業報告及び決算〉

1. 校友会総会・懇親会 1, 231, 877円
日 時 2019年11月17日(日)
10時30分 総会 4101教室にて
11時30分 懇親会 新食堂 CaféRest50にて

2. 校友会報発行 2, 156, 740円
第49号 2019年10月発行
内 容 会長挨拶、校友会総会開催案内、県支部総会報告・案内、校友会幹事会報告
OB会開催報告、大学の近況報告(学長報告、課外活動報告、就職状況報告)
大学名称変更について等
費 用 会報等印刷代、封筒代、住所データ印刷代、封入作業代、郵送代等

3. 卒業祝賀会 0円 ※新型コロナウイルス感染症対策により、中止

4. 支部育成助成 2, 388, 840円
(1) 県支部活動
①島根県支部定期総会 ②岐阜県支部定期総会 ③滋賀県支部定期総会
(2) ゼミ、サークル等のOB会及び職域団体の校友グループによる活動
①ラグビー部OB会 ②バドミントン部OB会 ③中国人留学生OB会
④陸上競技部OB会 ⑤谷江ゼミOB会 ⑥岐阜市役所いちい会

5. 役員会 727, 240円
(1) 幹事会会議費・旅費(5月19日:幹事出席者44名)
(2) 校友役員慶弔関係

6. 卒業記念品 436, 690円
卒業生への記念品贈呈(名刺入れ)

7. 母校後援事業 0円 実施無し

8. インターネット事業 65, 340円
内 容 校友会ホームページサーバー保守料

9. 法人化検討費 0円 実施無し

2019年度 岐阜協立大学校友会決算書

自2019年4月1日 至2020年3月31日

(単位：円)

収入の部			
科 目	予算額	決算額	差 異
会費収入	8,700,000	9,480,000	△780,000
利息収入(*)	122,000	121,976	24
特別事業積立預金繰出収入	0	0	0
雑収入	0	18,609	△18,609
前年度繰越金	2,370,307	2,370,307	0
収入の部合計	11,192,307	11,990,892	△798,585
支出の部			
科 目	予算額	決算額	差 異
校友会総会費	1,800,000	1,231,877	568,123
校友会報発行費	2,200,000	2,156,740	43,260
卒業祝賀会費	1,800,000	0	1,800,000
支部育成助成費	2,850,000	2,388,840	461,160
役員会費	650,000	727,240	△77,240
卒業記念品費	350,000	436,690	△86,690
母校後援事業費	350,000	0	350,000
特別事業積立金	0	0	0
インターネット事業費	0	65,340	△65,340
法人化検討費	100,000	0	100,000
予備費	1,092,307	0	1,092,307
次年度繰越金	0	4,984,165	△4,984,165
支出の部合計	11,192,307	11,990,892	△798,585

(*) 利息収入には、国債の利息121,948円を含む。

〈2020年度事業報告及び決算〉

1. 校友会報発行 2,588,981円
第50号 2020年10月発行
内 容 会長挨拶、校友会総会報告、県支部総会報告・案内、校友会幹事会報告
OB会開催報告、大学の近況報告（学長報告、課外活動報告、就職状況報告）
費 用 会報等印刷代、封筒代、住所データ印刷代、封入作業代、郵送代等

2. 卒業祝賀会 0円 ※新型コロナウイルス感染症対策により、中止

3. 支部育成助成 348,315円
(1) 県支部活動
① 三重県支部定期総会（支部ホームページ上での電子総会）
(2) ゼミ、サークル等のOB会及び職域団体の校友グループによる活動 活動助成なし

4. 役員会 107,938円
(1) 幹事会に関する案内文書、議案書、書面表決結果報告書発送
(2) 校友会封筒作成

5. 卒業記念品 462,570円
卒業生への記念品贈呈（名刺入れ）

6. 母校後援事業 0円 ※実施無し

7. インターネット事業 66,550円
内 容 校友会ホームページサーバー保守料

2020年度 岐阜協立大学校友会決算書

自2020年4月1日 至2021年3月31日

(単位：円)

収入の部			
科 目	予算額	決算額	差 異
会費収入	9,000,000	9,120,000	△120,000
利息収入(*)	122,000	122,012	△12
特別事業積立預金繰出収入	0	0	0
雑収入	0	271,240	△271,240
前年度繰越金	4,984,165	4,984,165	0
収入の部合計	14,106,165	14,497,417	△391,252
支出の部			
科 目	予算額	決算額	差 異
校友会総会費	0	0	0
校友会報発行費	2,200,000	2,588,981	△388,981
卒業祝賀会費	1,800,000	0	1,800,000
支部育成助成費	2,550,000	348,315	2,201,685
役員会費	750,000	107,938	642,062
卒業記念品費	400,000	462,570	△62,570
母校後援事業費	350,000	0	350,000
特別事業積立金	0	0	0
インターネット事業費	70,000	66,550	3,450
法人化検討費	0	0	0
予備費	5,986,165	0	5,986,165
次年度繰越金	0	10,923,063	△10,923,063
支出の部合計	14,106,165	14,497,417	△391,252

(*) 利息収入には、国債の利息121,976円を含む。

第2号議案 規程等の改正について（報告）

2021年6月18日 岐阜協立大学校友会幹事会 書面決議にて承認済み

1. 岐阜協立大学校友会役員慶弔規程の一部改正

<改正事由>

大学の事務組織の改編に伴う規程の一部改正。

新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>-略-</p> <p>附 則 <u>（校友会名称変更）</u> この規程は、2019年11月17日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、2021年6月18日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係） -略- ただし、いずれも校友会長（事務局：岐阜協立大学総務企画課）に連絡があった場合とする。 本規程に基づく支出については、「役員会費」にて行う。</p>	<p>-略-</p> <p>附 則 この規程は、2019年11月17日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係） -略- ただし、いずれも校友会長（事務局：岐阜協立大学総務課）に連絡があった場合とする。 本規程に基づく支出については、「役員会費」にて行う。</p>

2. 校友会支部規程の一部改正

<改正事由>

支部および班の会員が維持できない時への対応を明文化するため。

新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>-略-</p> <p><u>（支部）</u> 第2条 支部は、原則として都道府県を1単位として組織するものとする。 2 支部を結成した者は、支部規約、支部事務所の所在地、支部役員の氏名、支部会員名簿および支部結成経過記録並びに結成に要した経費明細書を校友会長に報告しなければならない。 3 支部は、支部役員および支部規約を変更し</p>	<p>-略-</p> <p>第2条 支部は、原則として都道府県を1単位として組織するものとする。 2 支部を結成した者は、支部規約、支部事務所の所在地、支部役員の氏名、支部会員名簿および支部結成経過記録並びに結成に要した経費明細書を校友会長に報告しなければならない。 3 支部は、支部役員および支部規約を変更し</p>

<p>た場合、直ちに校友会長に報告するものとする。</p> <p><u>4 支部は、支部を廃止する場合は、本部に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(班)</u></p> <p>第3条 班は、ゼミ、サークル、卒業年度別のOB会および職域団体の校友グループを1単位として組織するものとする。</p> <p>2 班を結成した者は、班規則、班事務所の所在地、班役員の氏名、班名簿を校友会長に届け出るものとする。</p> <p>3 班は、班規則、班役員の氏名、班名簿を変更した場合、前項に準じ届け出るものとする。</p> <p><u>4 班は、班を廃止する場合は、本部に届け出るものとする。</u></p> <p>-略-</p> <p><u>第8条 支部及び班は、支部及び班を廃止する場合、その残余財産を本部に寄附することができる。</u></p> <p>附 則 <u>(校友会名称変更)</u> この規程は、2019年11月17日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、2021年6月18日から施行する。</u></p>	<p>た場合、直ちに校友会長に報告するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>第3条 班は、ゼミ、サークル、卒業年度別のOB会および職域団体の校友グループを1単位として組織するものとする。</p> <p>2 班を結成した者は、班規則、班事務所の所在地、班役員の氏名、班名簿を校友会長に届け出るものとする。</p> <p>3 班は、班規則、班役員の氏名、班名簿を変更した場合、前項に準じ届け出るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>-略-</p> <p>(新規)</p> <p>附 則 この規程は、2019年11月17日から施行する。</p>
--	---

3. 「県支部助成に関する申し合わせ事項」の規程化

< 制定事由 >

助成金の取扱いを明確にするため。

校友会支部規程に定める助成との違いを明確にするため。

新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p><u>県支部活動助成に関する規程</u> <u>(制定 2021年6月18日)</u></p>	<p><u>県支部助成に関する申し合わせ事項</u></p> <p><u>校友会幹事会 2012 (平成24) 年5月20日</u> <u>校友会幹事会 2013 (平成25) 年5月18日改正</u> <u>校友会幹事会 2014 (平成26) 年5月17日改正</u> <u>校友会幹事会 2016 (平成28) 年5月14日改正</u></p>

<p>(目的)</p> <p>第1条 校友会は、支部・班活動の活性化を目的に、支部・班に対して、助成金を支給することができる。</p> <p>(助成金)</p> <p>第2条 県支部・班活動に支給する助成金は次のとおりとする。</p> <p>①支部・班事務運営助成金</p> <p>②支部・班活動助成金 (支部事務運営助成金)</p> <p>第3条 前条第1号の助成対象は、支部総会など、支部運営に係る会議開催に伴う経費とする。</p> <p>2 前項の経費は次のとおりとする。</p> <p>①会議室等の施設利用料(備品の賃借料を含む。)</p> <p>②会議出席者の飲み物代等</p> <p>③会議出席者の旅費</p> <p>④開催案内等に係る通信費</p> <p>⑤会議資料等の印刷製本費</p> <p>⑥その他、会議開催に必要な経費</p> <p>第4条 前条の第1号、第2号、第4号～第6号については、その実費額とする。第3号については、次のとおりとする。</p> <p>2 旅費は、自宅から目的地までの往復交通費とし、以下のとおりとする。</p> <p>①公共交通機関利用の場合 交通運賃の実費及びタクシー代</p> <p>②自家用自動車利用の場合 燃料費(1kmあたり10円) 有料道路料金、駐車料金 (支部・班活動助成金)</p> <p>第5条 第2条第2号の助成対象は、支部・班が独自に行う研修会の開催に係る経費とする。</p> <p>第6条 前条の助成金の支給は、次のとおりとする。</p> <p>2 助成金は、活動の規模により決定する。</p> <p>①30人未満は、1回当たり10,000円とする。</p> <p>②50人未満は、1回当たり30,000円とする。</p> <p>③50人以上は、1回当たり50,000円とする。</p> <p>3 活動助成の申請は、複数回可能であるが、</p>	<p>校友会幹事会 2018(平成30)年5月19日改正 正 校友会総会 2019(令和元)年11月17日改正</p> <p>支部運営のための活動に要した経費について、次により助成することができる。</p> <p>1. 対象は、会議費、旅費、通信費、その他県支部長が必要と認めた経費とする。</p> <p>2. 旅費は、自宅から目的地までの往復交通費とし、以下のとおりとする。</p> <p>①公共交通機関利用の場合 交通運賃の実費及びタクシー代</p> <p>②自家用自動車利用の場合 燃料費(1kmあたり10円) 有料道路料金、駐車料金</p> <p>3. 各支部へ支部活動助成金として年間10万円に県支部会員数(5月1日現在)に10円を乗じた金額を限度額(千円未満切捨て)として助成する。</p> <p>(2)前項の他、各支部から申請があった場合、岐阜協立大学の課外活動団体が、予選会を経た全国大会に出場するものを対象に、その大会の開催が校友会県支部の県内において開催される場合、当該県支部へ応援特別助成金として5万円を限度額として助成する。</p> <p>4. 清算は、年度末までに県支部長が校友会長に活動明細を添付のうえ一括精算とする。</p> <p>以上</p>
--	---

<p><u>年間の助成限度額は100,000円とする。</u></p> <p><u>(助成金申請・支給)</u></p> <p><u>第7条 助成金の受給を希望する支部・班は、</u> <u>申請書(様式1)を校友会事務局に送る。</u></p> <p><u>2 助成金の申請期限は、年度2月末までとする。</u></p> <p><u>3 助成金の支給に係る経費(振込手数料等)</u> <u>は、支部・班の負担とする。</u></p> <p><u>4 支部・班は、助成金に係る証憑書類は3年</u> <u>間は保存する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2021年6月18日から施行す</u> <u>る。</u></p> <p><u>様式1 (第7条関係)</u></p> <p><u>-略-</u></p>	
---	--

4. 校友会旅費規程の一部改正

<改正事由>

常任幹事への支給基準の明確化のため。

新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）										
<p>-略-</p> <p>第3条 大垣市内で開催される幹事会および常任幹事会に出席する場合の旅費については、別表により支給するものとする。</p> <p><u>2 幹事のうち、学校法人大垣総合学園の専任職員については、祝祭日等の休日に幹事会、常任幹事会等へ出席する場合は、支給の対象とする。</u></p> <p><u>3 特別会員には、これを支給しないものとする。</u></p> <p>-略-</p> <p><u>附 則</u> この規程は、2021年6月18日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 1240 719 1673"> <thead> <tr> <th>自宅所在地</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西濃二市四郡の地域内</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の岐阜県内</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>岐阜県の隣接県</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以遠</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	自宅所在地	支給額	西濃二市四郡の地域内	1,000円	上記以外の岐阜県内	3,000円	岐阜県の隣接県	5,000円	上記以遠	10,000円	<p>-略-</p> <p>第3条 大垣市内で開催される幹事会および常任幹事会に出席する場合の旅費については、別表により支給するものとする。<u>但し、特別会員には、これを支給しないものとする。</u></p>
自宅所在地	支給額										
西濃二市四郡の地域内	1,000円										
上記以外の岐阜県内	3,000円										
岐阜県の隣接県	5,000円										
上記以遠	10,000円										

第3号議案 役員選任（案）について

岐阜協立大学校友会会則第9条にもとづき、総会において下記のとおり選任する。

岐阜協立大学校友会役員一覧

卒	氏名	コード	卒	氏名	コード	卒	氏名	コード	卒	氏名	コード		
顧問													
	竹内 治彦	学長	○	石坂 信一郎	副学長		高橋 利行	副学長					
	小野 英生	副理事長		森 誠一	学部長		中川 裕司	学部長		我部山 キヨ子	学部長		
1971	浅野 照章	02A005											
名誉顧問													
1970	竹本 憲司	01A117	1971	堀 富士夫	02A157	1971	恩田 秀比良	02A043					
名誉会長													
1979	安田 良邦	10B051											
会長													
1981	高木 勢生	12A265											
副会長													
1975	青島 孝芳	06A003	1974	武藤 鉄弘	05A293	1974	服部 信夫	05A236	1981	山田 博史	12A524		
1983	松井 一利	14A404											
監事													
1982	早崎 正親	13A384	1983	庄田 昭人	14B014	1993	水谷 悦美	24A457					
県支部長													
1978	小寺 光信	09B021	1981	三輪 光司	12A479	1982	磯谷 晃	13A030					
1981	大西 満	09A101	1976	水田 幸雄	07A349	1974	秦野 郁司	05A233					
幹事													
1970	岩花 正樹	01A033	1995	川島 雅志	26A150	2005	泉 翔太	36F003	2013	佐々木 翼	44I005		
1970	桑原 利幸	01A072	1995	樋口 慎一	26A447	2005	三谷 浩一	36G053	2013	杉浦 加奈	44J019		
1970	畑中 孝夫	01A157	1995	片桐 隆行	26C073	2005	堀 智孝	36Z003	2013	箕浦 之治	44Z009		
1971	林 幹雄	02A140	1996	伊藤 良治	27A042	2006	長谷部 卓郎	37E065	2014	山田 晃広	45A050		
1972	浅井 清貴	03A007	*	1996	杉本 孝行	27C141	2006	竹中 一輝	37A081	*○	2014	知花 賢汰郎	45H071
1972	栗野 正治	03B002	1997	上野 岳乙	28E014	2006	三谷 利佳	37F021	2014	服部 唯	45H088		
1973	乾 豊	04B006	1997	江沼 良浩	28A073	2006	丸山 翔太	37G052	2014	伊藤 有里	45I001		
1974	小川 晴彦	05A062	1997	塩本 昌宏	28D099	2006	菱沼 公嗣	37Z003	2014	佐渡 葵	45J019		
1974	額瀨 昭雄	05A110	1998	杉田 恒三	29E042	*	2006	志水 優太	37E042	2014	尾形 哲也	45Z002	
1975	北村 宗近	06B018	1998	光門 倫法	29A405	2007	佐藤 匡美	38E039	2015	松田 亮祐	46A038		
1975	西松 正晴	06B049	1998	岩田 ちさと	29D038	2007	山田 雄介	38A092	2015	坪田 桃子	46H070		
1976	伊吹 幸雄	07A045	1999	若園 和弘	30E110	2007	野原 啓史	38F037	2015	猪島 耕太	46J006		
1976	中島 勲	07B051	1999	河村 文彦	30A151	2007	山本 亮太	38G026	2015	平子 貴将	46L021		
1977	佐藤 正和	08B030	1999	山口 和久	30A450	2008	大橋 孝祐	39E017	2015	ヨウ ホ	46Z002		
1978	大武 貞光	09A099	1999	尾木 千泰	30D047	2008	小川 尚紀	39A027	2016	竹下 尚吾	47A035		
1979	瀬石 泰伸	10A274	2000	黒田 良市	31E046	2008	斉場 康史	39A037	2016	犬飼 千尋	47J018		
1979	中川 保	10B038	2000	佐々木 喜一郎	31E056	2008	堀 あゆ美	39F028	2016	波多野 莉奈	47H102		
1981	安江 清仁	12B042	2000	浅井 信一朗	31A003	2008	澤田 勇樹	39G014	2016	白井 貴大	47L012		
1981	島田 哲夫	12A218	2000	馬久地 浩	31A390	2009	土屋 敏浩	40E030	2016	オウ ゲイカク	47Z001		
1982	南平 芳宏	13B018	*	2000	吉田 大介	31A439	2009	吉田 洋平	40E046	2017	小西 丘悟	48A037	
*	1983	大音 浩一	14A088	2000	橋詰 志保	31D187	2009	阪井田 誠矢	40A037	2017	加納 里奈	48J016	
1984	車戸 勉	15A171	2001	野原 淳弘	32E060	2009	安江 高志	40F016	2017	池内 優真	48H011		
*	1984	渡辺 正典	15A492	2001	細野 哲生	32E074	2009	藤野 未佳	40H168	2017	田中 翔也	48L009	
1985	北條 敏	16A384	2001	岸元 秀樹	32A121	*○	2009	永田 竜二	40H191	2017	林 英和	48Z001	
1985	森 敏雄	16B028	2001	下平 勝哉	32D078	2010	山下 雄次	41E042	*	2017	山本 悠壘	48H156	
1986	小川 正洋	17A086	2002	吉田 ゆかり	33E003	2010	中井 辰也	41A043	2018	川端 竜太	49A015		
1987	北村 公一	18A120	2002	田中 一博	33A191	2010	姉崎 義樹	41F003	2018	田中 あずみ	49L010		
1988	佐野 康一	19A164	*○	2002	山田 真也	33A357	2010	福島 知則	41H131	2018	若原 信次	49J035	
1989	浅野 宝樹	20A010	2002	谷 和也	33D112	2011	山形 昇司	42A042	2018	□田 浩輔	49H081		
1989	田録 衛	20C081	2003	田中 有紀	34E056	2011	齋藤 佑介	42H045	2019	山田 浩毅			
*	1989	森本 堅二	20C128	2003	館 功士	34D092	2011	藤井 奈央	42I013	2019	植田 秀彰		
1990	池尾 昌紀	21A022	2003	黒田 耕平	34F029	2011	吉池 遼	42J028	2019	水口 優実			
1990	平松 努	21A369	2004	土井 尚登	35E060	2012	河瀬 祥忠	43A024	2019	花岡 翼			
1990	福井 崇文	21C144	2004	那須 貴視	35A095	2012	松岡 恭司	43H114	*	2019	中山 昌紀		
1991	端元 隆行	22A351	2004	吉村 康弘	35F069	2012	山本 真也	43I011	○	2020	直井 和哉		
1992	中島 克博	23A330	2004	額瀨 隼矢	35G021	2012	大倉 義弘	43J009	○	2020	鈴木 康平		
1992	箕浦 義仁	23A486	2004	向山 顕人	35Z006	2012	久本 たき子	43Z004	○	2020	玉木 大智		
1993	伊藤 博一	24C025	2005	岩田 悠矢	36E013	*	2012	米村 和也	43H140	○	2020	日比 昌彦	
1994	青木 晋一	25A004	2005	西垣津 華菜	36E057	2013	矢野 啓太	44A059	○	2020	小原 慶祐		
1994	奥田 幹成	25C063	2005	久保 奈保	36A056	2013	石原 明奈	44H008					

* 常任幹事

○ 新任

岐阜協立大学校友会会則

(制定1971年4月1日)

第1章 総則

第1条 この会は、「岐阜協立大学校友会」と称する。

第2条 この会は、母校岐阜協立大学（旧岐阜経済大学）の興隆に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員名簿を整備作成し、発行すること
- (2) 機関紙を発行すること
- (3) 母校の発展に必要な援助を行うこと
- (4) その他この会の目的を達成するために必要なこと

第4条 この会の事務所は、岐阜協立大学内に置く。

第2章 会員

第5条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 岐阜協立大学（旧岐阜経済大学）を卒業した者
- (2) 特別会員 岐阜協立大学の専任の教職員
- (3) 名誉会員 岐阜協立大学（旧岐阜経済大学）の興隆に特に貢献し、幹事会において推挙した者

第6条 会員（特別会員及び名誉会員を除く）は、所定の会費を納めなければならない。

2 会費の額並びに納入時期その他納入方法については、これを別に定める。

第3章 役員

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上5名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 3名

2 前項の役員のうち、幹事・監事は支部および班の役員を兼務することができる。

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。ただし、校友会長の任期は3期6年を超えないものとする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第9条 役員は総会において選任する。ただし、新卒業生から選任する幹事は、幹事会において選任するものとし、その任期は同役の残任期間とする。

第10条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 幹事は、幹事会を組織し、本会の事業計画、予算・決算その他重要事項を審議する

第12条 監事は、会計に関する事項を監査する。

2 監事は幹事会に出席し意見を述べることができる。

第13条 役員は、この会の役員としてふさわしくない行為があった場合又は特別の事情のある場合には、その任期中でも総会の議決によりこれを解任することができる。

第4章 総会、幹事会及び常任幹事会

第14条 総会は、2年に1回大垣市において開催する。ただし、幹事会において必要と認めるときは、臨時総会を開催しなければならない。

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、会員に対して開催の日時・場所その他必要な事項を機関紙又は適当な方法で通知しなければならない。

第16条 総会は次の事項について審議決定する。

- (1) 役員の選任に関する事
- (2) 事業報告および収支決算報告に関する事
- (3) 特別事業積立金の取り崩しに関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) 支部の結成承認に関する事
- (6) その他校友会の運営上とくに重要な事

第17条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び支部長をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。

2 会長は、役員総数の5分の1以上の役員から、会議に付議すべき事項を示して幹事会の招集を請求された場合には、1カ月以内にこれを招集しなければならない。

第18条 幹事会は次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画および予算決算に関する事
- (2) 校友会総会に関する事
- (3) 資産の管理に関する事
- (4) 常任幹事（若干名）の互選に関する事
- (5) 学校法人大垣総合学園寄付行為に拠る評議員推挙に関する事
- (6) その他会の目的達成に必要な事

第19条 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

第20条 議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、会則を変更するときは幹事会及び総会出席者の3分の2以上の承認を要する。

第5章 支部及び班

第21条 この会に、支部及び班を置くことができる。

2 前項の支部及び班については、これを別に定める。

第6章 名誉役員

第22条 この会は、幹事会の議により名誉会長、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、名誉顧問及び顧問は重要な事項について、会長の諮問に対して助言をおこなう。

3 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、幹事会に出席して意見を述べるることができる。

4 名誉会長、名誉顧問及び顧問の任期は、第8条の規程を適用する。

第7章 会計

第23条 この会の経費は、会費その他の諸収入をもってこれに充てる。

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第8章 雑則

第25条 この会に必要な事務は、会長が大学事務局に委託する。

附 則

この会則は、1971年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1979年12月2日から施行する。

附 則

この会則は、1986年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1997年11月23日から施行する。

附 則

この会則は、1999年11月20日から施行する。

附 則

この会則は、2013年11月17日から施行する。

附 則

この会則は、2017年11月19日から施行する。

附 則 (校友会名称変更)

この会則は、2019年11月17日から施行する。

校友会費納付規程

(制定1971年4月1日)

第1条 校友会会則第6条にいう会費の額及び納入方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 会費は終年会費30,000円とし、第4年次の前期に納めるものとする。

第3条 会費納入者が退学等によって、入会資格を失ったときはその翌年度以内に限り納入会費の返還を請求することができる。

附 則

この規程は、1971年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1979年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

校友会旅費規程

第1条 校友会長の要請による用務のために出張する場合の旅費支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 旅費は、自宅から目的地までの経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その取扱いについては、「岐阜協立大学旅費規程」を準用する。

第3条 大垣市内で開催される幹事会および常任幹事会に出席する場合の旅費については、別表により支給するものとする。

2 幹事のうち、岐阜協立大学専任職員については、祝祭日等の休日に幹事会、常任幹事会等へ出席する場合は、支給の対象とする。

3 特別会員には、これを支給しないものとする。

附 則

この規程は、1989年12月3日から実施する。

附 則 (校友会名称変更)

この規程は、2019年11月17日から実施する。

附 則

この規程は、2021年6月18日から実施する。

別表 (第3条関係)

自宅所在地	支給額
西濃二市四郡の地域内	1,000円
上記以外の岐阜県内	3,000円
岐阜県の隣接県	5,000円
上記以遠	10,000円

岐阜協立大学校友会役員慶弔規程

第1条 この規程は、岐阜協立大学校友会の役員、名誉会長及び支部長（以下「役員等」という。）に支給する慶弔金等に関し、必要な事項を定める。

第2条 役員等に対する弔慰金の支給額等の基準は、別表のとおりとする。

第3条 役員等の慶事の取扱いについては、校友会長が決定する。

第4条 校友会顧問等岐阜協立大学役職者への慶弔の取扱いは、校友会長が決定する。

附 則

この規程は、2014年5月17日から施行する。

附 則（校友会名称変更）

この規程は、2019年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月18日から施行する。

別表（第2条関係）

弔慰金支給額等基準

事由	金額	供花	弔電
役員等が死亡した場合	10,000円	1対	1通
役員等の配偶者、父母又は子が死亡した場合	5,000円		ただし、役員が弔問した場合は適用なし

ただし、いずれも校友会長（事務局：岐阜協立大学総務企画課）に連絡があった場合とする。

本規程に基づく支出については、「役員会費」にて行う。

校友会支部規程

第1条 この規程は、岐阜協立大学校友会会則第21条第2項にもとづき支部および班について定めるものとする。

(支部)

第2条 支部は、原則として都道府県を1単位として組織するものとする。

2 支部を結成した者は、支部規約、支部事務所の所在地、支部役員の氏名、支部会員名簿および支部結成経過記録並びに結成に要した経費明細書を校友会長に報告しなければならない。

3 支部は、支部役員および支部規約を変更した場合、直ちに校友会長に報告するものとする。

4 支部は、支部を廃止する場合は、本部に届け出るものとする。

第3条 班は、ゼミ、サークル、卒業年度別のOB会および職域団体の校友グループを1単位として組織するものとする。

2 班を結成した者は、班規則、班事務所の所在地、班役員の氏名、班名簿を校友会長に届け出るものとする。

3 班は、班規則、班役員の氏名、班名簿を変更した場合、前項に準じ届け出るものとする。

4 班は、班を廃止する場合は、本部に届け出るものとする。

(班)

第4条 支部役員は、本部幹事・監事および班の役員を兼務することができる。

第5条 支部を結成し、第2条第2項に定める報告を行ったときは、支部結成総会に要した通信費および印刷費を助成することができる。

第6条 支部が行う定期総会に本部役員を派遣する場合は、その会の会費相当額および祝金を支給することができる。

第7条 班が行う定期活動に本部役員を派遣する場合は、年1回、その会の会費相当額および祝金を支給することができる。

第8条 支部及び班は、支部及び班を廃止する場合、その残余財産を本部に寄附することができる。

附則

この規則は、1988年12月3日から施行する。

附則

この規則は、1995年11月25日から施行する。

附則

この規則は、2009年11月22日から施行する。

附則

この規程は、2011年11月20日から施行する。

附則

この規程は、2017年11月19日から施行する。

附則(校友会名称変更)

この規程は、2019年11月17日から施行する。

附則

この規程は、2021年6月18日から施行する。

県支部活動助成に関する規程

(制定 2021年6月18日)

(目的)

第1条 校友会は、支部・班活動の活性化を目的に、支部・班に対して、助成金を支給することができる。

(助成金)

第2条 県支部・班活動に支給する助成金は次のとおりとする。

①支部・班事務運営助成金

②支部・班活動助成金

(支部事務運営助成金)

第3条 前条第1号の助成対象は、支部総会など、支部運営に係る会議開催に伴う経費とする。

2 前項の経費は次のとおりとする。

①会議室等の施設利用料(備品の賃借料を含む。)

②会議出席者の飲み物代等

③会議出席者の旅費

④開催案内等に係る通信費

⑤会議資料等の印刷製本費

⑥その他、会議開催に必要な経費

第4条 助成額は、年間20,000円を限度額とする。

2 前項の第1号、第2号、第4号～第6号については、その実費額とする。第3号については、次のとおりとする。

3 旅費は、自宅から目的地までの往復交通費とし、以下のとおりとする。

①公共交通機関利用の場合 交通運賃の実費及びタクシー代

②自家用自動車利用の場合

燃料費(1kmあたり10円)

有料道路料金、駐車料金

(支部・班活動助成金)

第5条 第2条第2号の助成対象は、支部・班が独自に行う研修会の開催に係る経費とする。

第6条 前条の助成金の支給は、次のとおりとする。

2 助成金は、活動の規模により決定する。

①30人未満は、1回当たり10,000円とする。

②50人未満は、1回当たり30,000円とする。

③50人以上は、1回当たり50,000円とする。

3 活動助成の申請は、複数回可能であるが、年間の助成限度額は100,000円とする。

(助成金申請・支給)

第7条 助成金の受給を希望する支部・班は、申請書(様式1)を校友会事務局に送る。

2 助成金の申請期限は、年度2月末までとする。

3 助成金の支給に係る経費(振込手数料等)は、支部・班の負担とする。

4 支部・班は、助成金に係る証憑書類は3年間は保存する。

附 則

この規程は、2021年6月18日から施行する。

校友グループの助成に関する申し合わせ事項

校友会幹事会 1989 (H1) .12.3

ゼミ、サークル等のOB会および職域団体の校友グループが、活動を行う場合は、年1回、次により助成することができる。

1. 助成希望のOB会および職域校友グループは、活動内容を明らかにした案内状に会則、役員氏名、名簿およびその活動に要する経費明細書を添付し、会長に申請する。
2. 助成金は、通信費として1人当たり200円、祝金として1団体当たり10,000円を支給する。

以 上